

玉村町 教育課程特例校による特別の教育課程の編成の方針等

1. 特別の教育課程の概要

小学校1、2学年において「外国語活動」を実施する。

第1学年は「生活科」を34時間、第2学年は35時間を削減し、「外国語活動」に充てる。削減した学習内容については、外国語活動の中で人々や季節の風物、身近な環境と関わる活動等、生活科と関連した学習を設定することで補充する。

これまで、本町が「玉村町国際教育特区」として積み上げてきた英語教育の理念を継続するとともに、玉村町の教育研究所研修員と英語教員で作成・改訂を行った「玉村町版小学校外国語教育カリキュラム」を活用することで、児童が将来のグローバル社会に対応して生きていくための、英語によるコミュニケーション能力の素地を身に付けられる教育活動を行う。

2. 学校や地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する理由

玉村町では、地域に軸足を置きながら世界に広く目を広げ、グローバルに活躍できる人材、すなわちグローバル人材の育成に力を入れている。

公立幼稚園においては、平成27年からALTが週に一度訪問し、園児が楽しみながら英語に触れる機会を設けている。また、小学校においては平成14年度からALTの採用を開始し、平成28年度からは全小学校に常駐配置することで、日常的に英語に親しむ環境を整備している。中学校においても、平成3年度から全中学校にALTを常駐配置している。

また、平成6年度より始まった中学生海外派遣事業では、アメリカ合衆国ワシントン州エレンズバーグへ毎年16名の生徒を派遣し、英語圏の文化に直接触れながら英語による交流を図る機会を設けている。

さらに、玉村町は町内にある群馬県立女子大学と様々な面で連携を深めており、学校園の教育においても、大学生や外国語教育研究所の研究員等の協力による幼稚園、小中学校英語教育の充実を図っている。加えて、平成26年に「玉村町国際教育特区」の認定を受けたことで、町内に私立のフェリーチェ玉村国際小学校が開校しており、町立小学校との交流授業等も行っている。

本町が取り組んできたこれらの取組を更に発展させ、子供たちが英語を用いたコミュニケーション能力をより伸ばしていけるよう、幼稚園から中学校までの12年間の英語教育の円滑な接続を図った教育環境の整備が必要である。そのために、学習指導要領に定められる教育課程を変更し、特別の教育課程を編成することとした。

3. 特別の教育課程の適用開始日

平成29年4月1日

平成30年4月1日 変更

令和 2年4月1日 変更

令和 3年4月1日 変更

4. 特別の教育課程を編成する学校

- ・玉村町立玉村小学校
- ・玉村町立上陽小学校
- ・玉村町立芝根小学校
- ・玉村町立中央小学校
- ・玉村町立南小学校

5. 各教科の授業時数

区 分	各 教 科 の 授 業 時 数										道徳の授業時数	特別活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	外国語活動の授業時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語					
第1学年	306		136		68 (-34)	68	68		102		34	34		34 (+34)	850
第2学年	315		175		70 (-35)	70	70		105		35	35		35 (+35)	910
第3学年	245	70	175	90		60	60		105		35	35	70	35	980
第4学年	245	90	175	105		60	60		105		35	35	70	35	1015
第5学年	175	100	175	105		50	50	60	90	70	35	35	70		1015
第6学年	175	105	175	105		50	50	55	90	70	35	35	70		1015
合 計	1461	365	1011	405	138	358	358	115	597	140	209	209	280	139	5785

<変更申請内容> 令和2年8月

○小学校1～2学年において「外国語活動」を実施する。

第1学年は「生活科」を34時間、第2学年は35時間削減し、「外国語活動」に充てる。

○第3学年～第6学年においては、変更点はなし。